

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 12)
		② 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。
			《要望の内容》 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。
			《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:平成 29 年～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。
			《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域における医療提供体制が維持される。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>令和 11 年度 18,720 件／年</p> <p>令和 10 年度 17,698 件／年</p> <p>令和 9 年度 16,676 件／年</p> <p>令和 8 年度 15,654 件／年</p> <p>令和 7 年度 14,632 件／年</p> <p>令和 6 年度 13,611 件／年</p> <p>令和 5 年度 12,589 件／年</p> <p>令和 4 年度 12,904 件／年</p> <p>令和 3 年度 10,994 件／年</p> <p>令和 2 年度 6,438 件／年</p> <p>令和 元年度 7,020 件／年</p> <p>平成 30 年度 6,773 件／年</p> <p>平成 29 年度 6,904 件／年</p> <p>※税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和 5～11 年度については平成 29～令和 4 年度から得られた医療法人数に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計した医療法人数により推計。</p>
		② 適用額	③減収額参照
		③ 減収額	<p>地方税法に基づく適用実態調査結果</p> <p>令和 11 年度 税額 9,376 百万円</p> <p>令和 10 年度 税額 8,717 百万円</p> <p>令和 9 年度 税額 8,058 百万円</p> <p>令和 8 年度 税額 7,400 百万円</p> <p>令和 7 年度 税額 6,741 百万円</p> <p>令和 6 年度 税額 6,082 百万円</p> <p>令和 5 年度 税額 5,423 百万円</p> <p>令和 4 年度 税額 5,740 百万円</p> <p>令和 3 年度 税額 3,678 百万円</p> <p>令和 2 年度 税額 2,612 百万円</p> <p>令和 元年度 税額 2,490 百万円</p> <p>平成 30 年度 税額 2,057 百万円</p>

			<p>平成 29 年度 税額 2,125 百万円</p> <p>※令和2～4年度は第 213 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。</p> <p>※令和元年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。</p> <p>※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。</p> <p>※平成 29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。</p> <p>※令和5～11 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から得られた減収額を独立変数としてFORECAST. LINEAR関数により推計。</p>																																				
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>地域における医療提供体制が維持されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置の適用により、平成 29 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>61,564</td> <td>62,913</td> <td>64,075</td> <td>65,067</td> <td>66,364</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>67,866</td> <td>68,927</td> <td>70,151</td> <td>71,376</td> <td>72,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>73,825</td> <td>75,049</td> <td>76,274</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29～令和4年 医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 令和5～11 年は医療施設動態調査から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST. LINEAR関数により推計。</p>		29	30	1	2	3	開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364		4	5	6	7	8	開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	68,927	70,151	71,376	72,600		9	10	11			開設者が 医療法人の 医療機関	73,825	75,049	76,274		
	29	30	1	2	3																																		
開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																		
	4	5	6	7	8																																		
開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	68,927	70,151	71,376	72,600																																		
	9	10	11																																				
開設者が 医療法人の 医療機関	73,825	75,049	76,274																																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																																				
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p>																																				

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(厚労04)